

令和2年4月1日

指名競争入札における再入札時の1者入札の取り扱いについて

瀬戸内市契約管財課長

これまで、指名競争入札において入札者が1者となった場合はその入札を無効とする扱いにより、再入札、再々入札の場合においても、入札者が1者となった場合は入札無効としていましたが、令和2年4月1日以降に通知する指名競争入札より、以下の取り扱いとしますのでお知らせします。

記

指名競争入札において、1回目の入札において、入札に参加した者が辞退等により1者となった入札は無効とする。

1回目の入札において複数者が入札に参加し、2回目（再入札）以降の入札において1者となった場合は、有効として取り扱う。